

子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第77条第1項により、子ども・子育て会議を設置

子ども・子育て会議の役割

- ・子ども・子育て支援法に基づき飯山市内の教育・保育施設などの利用定員の設定に関し、意見を述べること
- ・飯山市子ども・子育て支援事業計画(※)の策定・変更に関し、意見を述べること
- ・飯山市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項や施策の実施状況を調査審議すること

※【子ども・子育て支援事業計画】

5年間の計画期間（平成27年度から平成31年度）における幼児期の教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画。

◆ 幼児期の学校教育・保育

量の見込み（現在の利用状況＋利用希望）

- ① 教育のみ(3-5歳) <1号認定>
- ② 保育の必要性あり(3-5歳) <2号認定>
- ③ 保育の必要性あり(0-2歳) <3号認定>



確保の内容・実施時期

- ① 認定こども園・幼稚園で確保
- ② 認定こども園・保育所で確保
- ③ 認定こども園・保育所・地域型保育事業で確保

不足がある
場合は整備
(〇年に〇人分)

◆ 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み（現在の利用状況＋利用希望）

利用者支援 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業
乳児家庭全戸訪問事業 ファミリーサポートセンター事業
延長保育事業 病児保育事業 放課後児童健全育成事業等



確保の内容・実施時期

各施設・サービス等、事業ごとに確保

不足がある
場合は整備
(〇年に〇人分)

◆ 幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項など